

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月5日提出

越前町長 高田 浩樹

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度越前町一般会計補正予算（第12号）

令和7年度越前町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,063,736千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月16日専決

越前町長 高田 浩樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,647,657	1,600	1,649,257
	2 国庫補助金	664,291	1,600	665,891
補正されなかった款にかかる額		14,414,479		14,414,479
歳入合計		16,062,136	1,600	16,063,736

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		1, 394, 253	1, 600	1, 395, 853
	3 水 産 業 費	829, 960	1, 600	831, 560
補正されなかった款にかかる額		14, 667, 883		14, 667, 883
歳 出 合 計		16, 062, 136	1, 600	16, 063, 736

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	1,647,657	1,600	1,649,257
補正されなかった款にかかる額	14,414,479		14,414,479
歳入合計	16,062,136	1,600	16,063,736

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
6 農 林 水 産 業 費	1,394,253	1,600	1,395,853	1,600			
補正されなかった款にかかる額	14,667,883		14,667,883				
歳 出 合 計	16,062,136	1,600	16,063,736	1,600			

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費国庫補助 金	5,000	1,600	6,600	2 水産業費補助金	1,600	寄鯨調査事業補助金
計	664,291	1,600	665,891			

3 歳出

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5 漁港管理費	7,151	1,600	8,751	1,600				12 委託料	1,600	港内浮遊物回収委託料
計	829,960	1,600	831,560	1,600						

